

事務連絡
令和5年5月2日

保護者の皆様

岐阜市教育委員会学校指導課長
岐阜市立岐阜中央中学校
校長 後藤 隆正

地域クラブ活動における休日の対応について

見出しのことについて、岐阜県教育委員会の方針を踏まえ、各中学校へ休日の対応をお知らせしてきたところですが、令和5年度になり、県の方針が変更となりました。

については岐阜市中学校長会と協議し、下記のように対応することを決定しましたので、あらためてお知らせします。

保護者並びに指導者の皆様には、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

記

- 「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和5年3月）」から

【変更前】

- ・ 新たな地域クラブ活動において、休日のみ実施する場合は、原則としてどちらか1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

【変更後】 新たな地域クラブ活動 休養日参照（令和5年3月28日変更）

- ・ 休日のみ実施する場合は、原則としてどちらか1日を休養日とする。
- ・ 平日に学校部活動や新たな地域クラブ活動の時間が十分に取れない場合は、両日とも活動することを認めるが、生徒に過度な負担がかからないよう配慮する。（両日実施する場合は、休養日を他の日に振り替える。）